

横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成24年3月横浜市規則第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(学校給食費の納付期限等)</p> <p>第5条 <u>条例第7条に規定する規則で定める日は、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校にあっては学校給食を受ける年度の5月から翌年3月までの毎月末日とし、中学校及び義務教育学校の後期課程にあっては原則として市長が別に定める方法により学校給食を受ける日について保護者等からの申込みがあった日とする。</u></p> <p>2 前項に規定する各納付期限における納付額は、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校にあっては別表第1に規定する保護者等の別ごとの年額をそれぞれ11で除して得た額とし、中学校及び義務教育学校の後期課程にあっては<u>別表第2に規定する区分ごとの日額にそれぞれ前項の申込みにおいて当該区分を選択した日数を乗じて得た額を合算して得た額とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 市長は、第1項に規定する納付期限<u>（中学校及び義務教育学校の後期課程に係るものを除く。）</u>により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。</p>	<p>(学校給食費の納付期限等)</p> <p>第5条 <u>条例第7条に規定する規則で定める日は、学校給食を受ける年度の5月から翌年3月まで（中学校及び義務教育学校の後期課程にあっては、9月を除く。）の各月の末日とする。</u></p> <p>2 前項に規定する各納付期限における納付額は、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校にあっては別表第1に規定する保護者等の別ごとの年額をそれぞれ11で除して得た額とし、中学校及び義務教育学校の後期課程にあっては<u>選択した別表第2に規定する区分の日額に当該各納付期限の属する月（以下「支払月」という。）の前月（支払月が10月であるときは支払月の前月及び前々月、3月であるときは支払月の前月及び支払月）における学校給食の提供予定日数を乗じて得た額とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 市長は、第1項に規定する納付期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。</p>